

設計等業務委託に係る応募者リストの登録「募集要領」

2017年4月14日

契約責任者

日本郵政株式会社

九州施設センター長

川島 貴生

九州施設センターが委託する設計等業務委託（耐震改修設計業務、積算業務及び工事監理業務等を含む）に係る応募者リストに登録を希望する者を募集しますので、次により参加表明書等を提出してください。

1 概要

- (1) 件名 九州施設センターが委託する設計等業務委託に係る応募者リストの登録
- (2) 目的 本件は競争参加者の指名及び見積書の入手先の選定を行うために、提出された参加表明書等を審査し、参加者を特定するものです。
なお、他の業種及び別に募集する他エリア（九州以外）への応募も可能です。
また、本募集により特定された者は、別途、日本郵政株式会社不動産部門施設部が委託する設計等業務委託に係る応募者リストに登録されます。
- (3) 業務内容 一契約の委託費が1,000万円未満（税抜き）となる次の業務
 - ①建築を主体（「建築単独」又は「建築、電気・空調衛生」）とする設計等業務委託
 - ②設備を主体（「設備単独」又は「設備、軽微な建築」）とする設計等業務委託ただし、専門的委託等は除くものがあります。
- (4) 期間 2017年7月1日から2020年6月30日まで。
- (5) 対象エリア 九州管内
- (6) 募集業種 建築を主体とする設計等業務と設備を主体とする設計等業務の2業種とします。

2 応募資格要件

(1) 一般要件

ア 次の(ア)から(サ)に該当しない者であること。

(ア) 以下の各号に該当し、日本郵政株式会社が取引先として不適合と認めた者。これを代理人、その他の使用人として使用する者についても同様とする。

- a 不正又は不誠実な行為をした者
- b 不法行為をした者
- c 契約の履行にあたり、契約義務違反のあった者
- d 契約相手として不適切であると認められる者
- e その他、日本郵政株式会社に損害を与えた者

(イ) 契約締結能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

(ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年

法律第225号)に基づく再生手続開始の申立をした者(更生手続又は再生手続を終結した者を除く。)

(エ) 次の一に該当すると認められる者でその事実があった後、2年を経過していない者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

- a 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- b 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- c 競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者
- d 監督又は検査に際し、職務の執行を妨げた者
- e 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(オ) 反社会的勢力と認められる者。

なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト、社会運動標ぼうゴロ等、その他次の各号に掲げる者をいう。

- a 日本郵政グループ各社が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者
- b 日本郵政グループ各社が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く要求をする者
- c その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

(カ) 反社会的勢力と次のいずれかに該当する関係にある者。

- a 反社会的勢力が、その経営に実質的に関与していると認められる関係
- b 自ら、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用してしていると認められる関係
- c 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係
- d その他、反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係

(キ) 反社会的勢力に自らの名義を利用させ、本入札に参加しようとする者。

(ク) 本入札に参加しようとする者、その役員若しくは使用人等又は下請負先若しくは委託先等が、次の各号のいずれの行為も行わないことを確約しない者。

- a 自ら又は第三者を利用して脅迫的言動、詐欺的言動若しくは暴力的行為又は法的な責任を超えた不当な要求をすること。
- b 自ら又は第三者を利用して甲の名誉、信用等を毀損し又は毀損するおそれのある行為
- c 自ら又は第三者を利用して甲の業務を妨害し又は妨害するおそれのある行為
- d その他、前各号に準ずる行為

(ケ) 技術資料等の提出期限までに日本郵政グループ各社、国土交通省、内閣府沖縄総合事務局又は都道府県から建設コンサルタント業務等に関し競争参加(指名)停止を受けている者。

(コ) 2015年度以降の日本郵政株式会社から受託した設計等業務の成績において「不可」の通知を受けている者。

(サ) 2015年度以降、日本郵政株式会社から指名競争入札による指名を受けたが、すべての指名に対して辞退した者。

(2) 業務実績及び配置予定技術者の要件

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者で、下記設計等の実績要件を満たしていること。

応募者に求める業務実績の要件	<p>実績は次の要件を満足すること。</p> <p>ア 建築を主体とする者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、模様替工事の設計業務希望者・・・①又は②のいずれかの設計業務実績を合計3件以上有すること。 ・耐震改修設計業務の希望者・・・③の設計実績を構造種別ごとに1件以上有すること。 <p>なお、工事監理業務の受託を希望する場合は、工事監理業務の実績も可とする。</p> <p>① 2007年度以降に業務が完了した「設計等業務委託に係る募集説明書」の「別表1」に示す施設の設計業務で、500㎡以上の新築又は増築工事。</p> <p>② 2007年度以降に業務が完了した日本郵政グループ各社施設の設計業務で、新築、増築、模様替、又は耐震改修工事。</p> <p>③ ①あるいは②に示す施設（面積要件なし）で希望する構造種別ごとの耐震改修設計業務（耐震診断、補強計算、実施設計（実施設計については、S造を除く））</p> <p>イ 設備を主体とする者</p> <p>①又は②のいずれかの設計業務実績を合計3件以上有すること。</p> <p>なお、工事監理業務の受託を希望する場合は、工事監理業務の実績も可とする。（協力事務所の実績も可とする）</p> <p>① 2007年度以降に業務が完了した「設計等業務委託に係る募集説明書」の「別表1」に示す施設の設計業務で、次に示す電灯設備、受変電設備、空気調和設備及び給排水衛生設備の全てを満足する新築又は増築工事。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電灯設備 照明器具設置数（F40W1灯用換算）が100灯以上 ・受変電設備 6.6Kv以上の受電電圧で変圧器容量合計が100KVA以上 ・空気調和設備 空調機能力の合計が100Kw以上 ・給排水衛生設備 接続衛生器具数が10以上 <p>② 2007年度以降に業務が完了した日本郵政グループ各社施設の設計業務で、新築、増築又は模様替工事に伴う設備工事。</p>
配置予定技術者に求める要件	<p>管理技術者（注1）として実務経験年数が10年以上の自社社員を1名配置することができ、次の要件を満足すること。</p> <p>なお、自社社員であっても、実質的に派遣形態である場合は認めない。</p> <p>ア 建築を主体とする者</p> <p>一級建築士であること。</p> <p>イ 設備を主体とする者</p> <p>建築設備士、技術士（注2）、一級建築士のいずれかであること。</p>
その他	営業所の所在地が九州管内にあること。

（注1） 配置予定技術者は、業務の技術上の管理及び統括を行う。

なお、業務の委託に際して、当該申請された配置予定技術者と異なる者を配置する場合は、同様の要件を満たすことを証する書類を提出し委託者の確認を受けるものとする。この場合、一般要件又は当該配置予定技術者の要件を満たすことが認められない場合は、指名を取り消すことがある。

（注2） 「技術士」の分野は「電気・電子部門」、「建設部門」、「衛生工学部門」とする。

3 参加表明書等提出担当部署

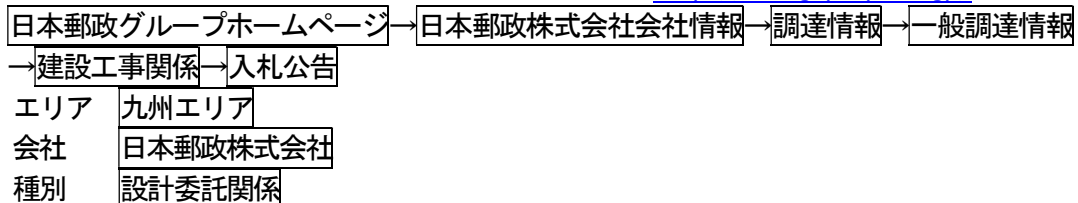
区 分	担当部署	電話番号	住 所
参加表明書等 提出先	日本郵政株式会社 九州施設センター 総務グループ計画・契約担当	TEL 096-328-5237 FAX 096-324-6417	〒860-8797 熊本県熊本市中央区城東町1-1 日本郵政グループ熊本ビル3階
参加表明書等 審査	日本郵政株式会社 九州施設センター 技術グループ計画担当	TEL 096-328-5249	

4 参加表明書等の手続き等

手続等	期間・期日・期限（注1）	場 所
参加表明書等 作成に係る資 料の交付	2017年4月14日（金）から 2017年5月15日（月）まで	日本郵政グループ調達（建設工事関係） ホームページよりダウンロード（注2）
参加表明書等 受付締切	2017年5月15日（月）までに 持参又は郵送（締切日までに必着）に より提出	上記3の参加表明書等提出先
競争参加者の 特定通知日	2017年6月19日（月）	書面により通知

（注1） 上記の期間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時（正午から1時の間を除く。）

（注2） 日本郵政グループホームページ（アドレス）<http://www.japanpost.jp/>



5 参加表明書等の提出等

(1) 参加表明書等の提出方法

参加表明書等は前記4に示す期限、場所に持参又は郵送（一般書留郵便に限る）により提出すること。
電送（ファクシミリ等）又は電子メールによるものは受け付けない。

なお、参加表明書等を郵送で提出する場合は、一般書留郵便を差し出した際に受領する「書留・特定記録郵便物受領証（お客様控え）」の写しを、参加表明書等受付締切日までに前記3に示す参加表明書等提出先にファクシミリにより送信すること。

ファクシミリ送信様式は、別記のとおり。

(2) その他

参加表明書等に対する審査結果通知に必要な返信用封筒として、提出者の住所及び商号又は名称を記載し、速達一般書留郵便料金分の郵便切手（792円）を貼付した長3号封筒を併せて提出すること。

6 競争参加者を特定するための基準

- (1) 応募者の業務の実績
- (2) 配置予定の技術者の資格、経験年数
- (3) 当該業務の実施体制（再委託又は、技術協力の予定を含む）

7 その他

詳細は設計等業務委託に係る募集説明書による。